

専決処分第 1 0 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により下記のとおり専決する。

平成 2 5 年 7 月 2 6 日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | （略） |
| | | 氏名 | （略） |
| 2 | 事故の概要 | 平成 2 5 年 5 月 2 1 日午前 8 時 4 5 分、（略）所有の自動車で、
（略）が町道川奥線を走行中、横断溝のグレーチングが跳ね上がり、車体を損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 3 6 8 , 0 7 5 円
内訳（車両修理費用） | |